

令和 5 年度

第 2 回 千葉市環境影響評価審査会

議 事 録

令和 5 年 7 月 2 0 日（木）

千葉市環境局環境保全部環境保全課

令和５年度第２回千葉市環境影響評価審査会次第

令和５年７月２０日（木）
午後１時００分～２時４７分
千葉市総合保健医療センター
５階会議室

１ 開 会

２ 議 題

（１）千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書について（審議）

３ 閉 会

配付資料

- | | |
|--------|--|
| 資料 1 | 千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書及び要約書（第１回会議資料） |
| 資料 2 | 千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書 説明資料（第１回会議資料） |
| 資料 3 | 令和５年度第１回千葉市環境影響評価審査会における委員意見と事業者見解 |
| 資料 4 | 審査会後に寄せられた委員意見と事業者見解 |
| 資料 5 | 対象事業の修正について |
| 参考資料 1 | 千葉市緑区下大和田町開発計画地の谷津田（下大和田（猿橋））について（第１回会議資料） |
| 参考資料 2 | 方法書説明会における質疑応答の概要 |
| 参考資料 3 | 方法書についての意見の概要一覧表 |

午後 1 時 0 0 分 開会

【奥村環境保全課長補佐】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和 5 年度第 2 回千葉県環境影響評価審査会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます環境保全課課長補佐の奥村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、本日の審査会の成立についてご報告いたします。

千葉県環境影響評価条例施行規則第 95 条第 2 項の規定により、この審査会の開催につきましては、委員の半数以上の出席が必要です。委員総数 18 名のところ、本日は 12 名の方にご出席をいただいておりますので、本日の審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、森川委員、唐委員、山崎委員、安立委員、佐久間委員、川瀬委員の 6 名の委員の方から、ご欠席の連絡をいただいております。

次に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

次第、席次表、続きまして、本日ご持参をお願いしておりました資料 1「千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書」及び「同方法書の要約書」、次に、机上に配付しております資料 2「千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書 説明資料」、こちらは事業者が作成したパワーポイント資料で、第 1 回審査会で使用した資料と同じ資料となります。資料 3「令和 5 年度第 1 回千葉県環境影響評価審査会における委員意見と事業者見解」、資料 4「審査会後に寄せられた委員意見と事業者見解」、資料 5「対象事業の修正について」、参考資料 1「千葉県緑区下大和田町開発計画地の谷津田（下大和田（猿橋））について」、こちらは第 1 回審査会で使用した資料と同じ資料となります。参考資料 2「方法書説明会における質疑応答の概要」、参考資料 3「方法書についての意見の概要一覧表」また、本日欠席される委員よりご意見をいただきましたので、追加で机上に配付させていただいております。

以上ですが、不足等ありますでしょうか。もし会議の途中でお気づきになられた場合は、事務局にお申し出ください。

次に会議・議事録の公開についてご説明いたします。本日の会議は、千葉県情報公開条例の規定により公開となっております。議事録も、委員の皆様にご承認いただいた後、公表することとなりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。また、傍聴者の皆様におかれましては、お配りした傍聴要領に記載されている事項を遵守くださいますよう、お願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

ここからの議事の進行につきましては、岡本会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

【岡本会長】 岡本と申します。これより議事を始めさせていただきます。私は着席して議事を進めますので、ご説明いただく方も着席したままで結構でございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議題 1「千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書について（審議）」です。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

【木下環境保全課長】 事務局でございます。6月1日に開催いたしました令和5年度第1回審査会において、「千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書」について諮問を行い、ご審議いただいたところでございます。

本日は、資料3に基づき、前回の審議会で委員の皆様からいただいたご意見に対する事業者の見解について、資料4に基づき、審査会後に寄せられた追加意見に対する事業者の見解について、事業者から説明を受けたいと考えております。

また、参考資料2には、5月27日及び28日に事業者により開催された方法書説明会における質疑応答の概要について、参考資料3には、4月26日から6月9日までの間で受け付けた方法書に対する住民等の意見の概要について、それぞれまとめておりますので、併せてご覧ください。

さらに、それらの内容を踏まえ、事業者から令和5年7月18日付で条例第32条の規定による対象事業修正届出書が提出され、対象事業の内容などが一部修正されております。

本日は、修正届出書の内容を、資料5「対象事業の修正について」として添付しておりますので、その内容につきましても、事業者から説明を受けたいと考えております。

それでは、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

【岡本会長】 ありがとうございます。

それでは、事業者からの説明になりますので、事業者の皆様、よろしくお願い申し上げます。

【事業者（国際航業（株））】 私、環境影響評価業務を受託しております国際航業と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料を基に内容について説明していきたいと思っております。

まず、お手元の資料3をご覧ください。第1回審査会における委員意見と事業者見解ということで、基本的には前回の意見の概要と、当日お答えした事業者の見解を整理している資料となっておりますが、一部、第1回のときに答え切れなかった部分につきまして、補足で追加記載しておりますので、その点についてご説明したいと思います。

まず、2番の水象（地下水・湧水）について、評価項目では河川流量には丸がついているけれども、地下水・湧水についてはついていないということで、谷津ということは、湧水などがあって初めて谷津田ができるため、恐らくあるので調査をしていただきたいというご意見をいただいております。こちらについては、ご指摘を踏まえ、水象（地下水・湧水）を一般項目として選定することといたします。詳細の計画については資料4でつくっておりますが、これは後ほどご説明さしあげます。

続きまして、1 ページめくっていただいて、No.6 のご意見、「造成に当たり土壌の流亡はどのように考えているか」というご意見がございました。こちらにつきましては、造成においては、対象事業実施区域内における切土・盛土等の地形改変を可能な限り最小限とする計画を検討しております。また、工事の実施中、造成箇所は速やかに転圧等を行い、降雨による流出を防止するとともに、必要に応じて仮の土堤や板柵等を設置して、対象事業実施区域外への土壌流出の防止に努めてまいります。

続きまして、1 枚おめくりいただいて 4 ページの 11 番でございます。土地利用計画に関してということで、「資料 2 の 5 ページの航空写真を見ても、非常に森が多い土地ということが分かり、そこから 25% 森林を残すという話だが、土地利用計画としてどれくらいの面積になるということが書かれているが、現況の森林の面積や水田の面積値が見当たらない」ということで、こちらにつきましては、現況の値も整理しておりますので、資料 4 のほうで後ほどご説明いたします。

資料 3 の内容につきましては、以上でございます。

続きまして、資料 4 が「審査会後に寄せられた委員意見と事業者見解」でございます。こちらにつきましては、順を追って全て説明させていただきたいと思います。

まず、No.1、「計画の面積・割合とともに現況の面積を記載してください」ということで、資料 4 の後ろに別添資料 1、A4 縦の資料一枚ペラになりますが、「対象事業実施区域における現況の面積・割合」ということでお示ししております。

上が現況の面積で、こちらは環境省が実施している自然環境保全基礎調査にて整備された植生図における割合となっております。2 番につきましては、土地登記簿上の地目における現況の面積・割合となっております。おおむねそんなには違わないですけれども、若干数字のばらつきはあります。

こちらにつきましては、実は合計の面積が方法書にも載せている 74.5ha と異なっておりますが、後ほどご説明さしあげる修正届を別途提出しておりますので、その中で方法書に入っていない接続面積も含まれた値となっておりますので、そこら辺はご了承いただければと思います。

続きまして、2 番、「現時点で想定している企業の業種は、製造業、流通業とのことです。これらの業種の建物が独立して敷地内に多数建てられるということでしょうか。事業完成予想図、あるいは既存の施設で今回の事業と同程度の場所といったものがあれば、ご教示いただけないでしょうか」ということです。こちらにつきましては、産業用地は区画を分けて分譲することになりますので、それぞれの区画ごとに別々の進出企業が工場等を建設することになります。本事業者が開発した既存のこういった施設はございませんが、千葉市内ですと、千葉土気緑の森工業団地と同様のイメージとなります。

3 番、公園・緑地計画。こちらは、「現地の見学の際に『公園は芝生を敷いた都市公園を想定』とのお話でしたが、現況の『谷津』は千葉市の誇るふるさとの原風景であり、豊かな生態系の場となっていることから『谷津』としての保全をご検討い

ただきたい」というご意見でした。こちらに関してましては、周辺地区の地元住民からは、日常的に利用できるような芝生公園を望む声もあり、豊かな生態系の場となっている「谷津」の保全とのバランスにも考慮しながら、今後、具体的な検討を進めることといたします。

4 番目といたしまして、「森林の規模は現状の森林面積の 25%を超える面積を確保するとしていますが、土地利用計画では、森林は計画地域のほぼ外周に残されるように見えます。全体では 25%なのかもしれませんが、生物が生息できる良好な環境と言えるのでしょうか。対象事業実施区域の南側とさらにその南部分一帯は大きな森林となっています。中に道路が通っているようですが、今回の計画が実施されると連続する森林の多くが失われることとなります。これは生物の生息環境に大きな影響を与えるのではないのでしょうか」ということでございました。こちらにつきましては、今後、詳細な調査、予測及び評価を行い、対象事業実施区域周辺の緑地との連続性にも考慮しつつ、動物、植物、生態系への影響が事業者により実施可能な範囲内でできる限り回避または低減できるように検討いたします。

続きまして、5 番、「土地利用計画図の背景を空中写真にした図を掲載いただくことを希望します」ということで、こちらは資料 4 の後ろのほうに挟まっている別添資料 2 という形で整理させていただいております。こちらは空中写真に今回の土地利用計画を載せた形の図面となっております。図でいう北西側です。こちらのぴょろんと伸びている道路が、先ほど修正届を出しましたと言った接続道路の区画となります。

続きまして、資料 4 を 1 枚めくっていただいて No.6 です。「土地利用計画を見ると、市と締結している保全協定締結対象区域のうち『下大和田（猿橋）』のほとんどが消滅する計画となっている。現地説明では、まだ造成・土地利用も固まっていない印象を受けたので、土地利用計画の見直し、本地域の保全をお願いしたい」ということでございました。こちらにつきましては、保全協定締結対象区域の取扱いについては、今後、千葉市と協議を進めるとともに、詳細な調査、予測及び評価を行い、谷津田環境の保全にも考慮しつつ、動物、植物、生態系への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減できるように検討いたします。

続きまして、No.7、「事業対象地域には多数の動物が生息しており、広い生息環境を必要とする種も見受けられます。これらの生物の生息環境に、より配慮した計画が必要ではないでしょうか」ということで、こちらにつきましても、ご指摘の調査結果は、対象事業実施区域を含むより広い範囲を対象として文献調査により調査した結果となります。今後、これらの結果を参考に、対象事業実施区域周辺において詳細な調査、予測及び評価を行い、対象事業実施区域周辺の緑地との連続性も考慮しつつ、動物、植物、生態系への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減できるように検討いたします。

続きまして No.8 ですが、「図 3-1-23 では、事業予定地の西側と南側は森林ですが、この森林は実施期間内に伐採するという理解でよいのでしょうか。対象事業の実

施期間では、令和 8・9 年度には準備工事、造成工事が行われる予定になっています」ということで、こちらにつきましては、令和 7 年度から 8 年度に予定している造成工事期間内に実施する予定でございます。

続きまして No.9 です。「これも森林に関連しますが、自然環境への配慮事項に『現存する樹林の伐採を極力抑制する』とありますが、土地利用計画ではそのように読み取れません。基本計画の中で、森林伐採をしない区域を設定するといった配慮はしなくてよいのでしょうか」ということで、こちらにつきましては、土地利用計画図においては、宅地開発事業の性質上、必要以上の緑地を確保することは困難ですが、対象事業実施区域周辺の緑地との連続性や対象事業実施区域内に位置する除外地に配慮して、適正に緑地を残すこととします。また、産業用地内においても、千葉市宅地開発指導要綱等に基づき、進出企業と協定を結び、緑地の創出・確保に努めます。

続きまして No.10 ですが、「環境要素『地下水・湧水』については、谷津の斜面下からの湧水についてより詳細な調査を行う必要があるため、要素として選定してほしい」、「環境要素『水辺環境』については、現況の谷津田は水をたたえた『水辺』であることから、その消失による影響を評価するため、要素として選定してほしい」、また、「水象への影響は生物に多大な影響を及ぼすことから、本要素を選定し、評価することは、生物各要素の評価においても必須であると考えます」、「環境要素『地形・地質』が現況の『谷津地形』を改変する計画であることから、要素として選定してほしい」というご意見をいただいております。

こちらにつきましては、水象（地下水・湧水）については、もともと配慮項目として選定していましたが、ご意見を受けて一般項目として選定することとします。具体的な内容は、別添資料 3 として添付しております。こちらがホチキス留めの A4 縦の資料となっておりますが、別添資料 3「水象（地下水・湧水）の調査・予測及び評価の手法」ということで、方法書の内容、方法書の書きぶりと同じような形で調査方法や予測の方法を整理しております。

ざっくり言いますと、地下水に関しては、1 枚めくっていただいて 3 ページのところに調査地点図がございますが、地点①、②、③、④が地下水位、あとは水質、地層構造等、こちらはボーリング調査の結果ですが、それで地下水の流れを把握するということです。あとは外周の土水路のところで土水の流量を測ることによって湧水の量を把握するという形で、南側の地点⑤から地点⑥を經由して地点⑦のほうに土水路が流れていますので、それぞれ東側から湧き出た湧水の量と、北側から湧き出た湧水の量を把握するということで、この 3 地点を設定しております。

また、これとは別に、地下水の水位はちょっと難しいですが、水質等につきましては、対象事業実施区域内の除外地に井戸水を使っている民家がございますので、そこに聞き取り調査をした上で、水質、水量等も含めて調査を追加することも考えております。

また、湧水に関しましても、取りあえず土水路上の 3 地点で流量を把握すること

にしています。渇水期にはあまり出ていないかもしれませんが、豊水期を中心に現地踏査で湧水が出ているような沢とかがあれば、そこも含めて流量の観測を行う等の対応をしていきたいと考えております。

基本的には地下水の水位・水質、水質といっても pH と電気伝導度とイオン成分で、要は地下水の性質が、同じ帯水層から出てきているのかを把握するためにイオン成分を分析するという形で考えております。

調査時期につきましては、基本、春、夏、秋、冬の 4 季を想定しております。

資料 4 に戻っていただきまして、資料 4 の 10 番の事業者の見解のところ、現況の谷津田等を対象として「水辺環境」を評価項目として選定して、水辺の状況や利用状況についても調査することといたします。こちらについては、別途行う動植物とか、先ほどご説明した水象の現地調査の結果を基に、利用状況を整備するという形で考えております。

また、水象への影響も踏まえて、生物の各要素への予測・評価を適切に行うことといたします。

「地形・地質」に関しましては、方法書において現況地形を対象として選定しておりましたが、「谷津地形」を注目すべき地形として取り扱って、それについても予測・評価を行うことといたします。

続きまして 11 番、動物の調査についてですが、「調査期間・頻度では 4 季とありますが、項目ごとに具体的な時期をお示しください」ということで、こちらは事業者の見解にお示ししているとおりでして、基本は 4 季ですが、それぞれの種によって確認適期がございますので、こちらにお示しした形で考えております。

続きまして 12 番です。「『造成等の工事に伴う廃棄物の影響』の予測方法を見ると、企業等の建築時の発生廃棄物予測についてのみ記載があるが、その前に造成時の建設廃棄物発生予測が必要なのではないか。多くの森林があるので、そこで出てくる廃木材やコンクリートくず、アスファルトくず等の建設廃棄物発生量、再生利用量等の予測が必要ではないか」というご指摘でございました。こちらにつきましても、ご指摘のとおり、樹木の伐採等、造成工事段階も含めて廃棄物等の予測を行うことといたします。

続きまして、資料が飛びますが、参考資料 2 をご覧ください。「方法書説明会における質疑応答の概要」でございます。A4 横で表があるものです。こちらにつきましても、数多く意見をいただいたのですけれども、代表的なものをご紹介します。

説明会は、5 月 27、28 日の 2 回やりまして、それぞれ 23 人、37 人と、合計 60 名の方にご参加いただきました。

主な意見といたしまして、No.1、事業計画についてですが、「造成計画の『可能な限り大規模かつ平坦となるよう計画する』という表現と、事前配慮の内容の『土地の改変に対しては、改変区域の位置・規模・形状を最小限にとどめるよう努める』という表現が矛盾していないか」ということでございました。こちらにつきまして

は、造成計画については、企業の誘致を円滑にするためという観点での方針を記載しております。一方、事前配慮については、事業計画上必要な造成を行う中で unnecessary の変更を避け、できる限り動植物の生息・生育にも配慮していくということで記載しております。

続きまして、No.2 の上段のところです。「誘致する企業の業種は具体的に決まっているのか」というご意見でしたが、こちらにつきましては、製造業や物流等の特定の業種を決めているわけではございませんが、同地域での雇用を創出することができるかどうかという観点を重要視しており、その観点では製造業のほうが合致すると考えておりますという回答といたしております。

1 枚めくっていただきまして、No.9、事業計画・騒音等ですが、「対象事業実施区域の中心にある除外地には住居が複数ある。周辺が産業用地で囲まれることに対して、除外地への生活環境の影響を予測するのか」ということに対しましては、現況の調査については、もともと設定していた地点で調査を実施しますが、予測については面的な予測を実施するので、個別の住居付近の騒音の予測ができると考えております。その結果、規制基準とか環境基準等と比較した上で、必要な環境保全措置を実施計画へ反映していくことといたします。

その次の 2 ポツ目です。「これまでの環境から大きく変化すると思うので、生活環境に対する負荷がかなりあるのではないか」ということで、こちらにつきましては、除外地をはじめ、地元の住民の方々には環境影響評価とは別に事業の説明会を実施し、丁寧に話をしながら進めていきたいと考えておりますというご回答をさしあげております。

続きまして、3 ページの No.11 の一番上のポツです。「対象事業実施区域から中野インターまでのアクセス道路を計画していると思うが、その範囲に対する環境影響評価は行わないのか。道路の建設を想定している場所周辺で希少な動物の生息情報もあり、環境影響評価が必要なのではないかと考えている」というご意見をいただきました。

こちらにつきましては、方法書作成段階では、アクセス道路の線形がまだお示しできない状態であったのですが、そこら辺も含めて調査、予測・評価を実施し、準備書にお示ししたいと考えているというご回答をさせていただいております。こちらのアクセス道路については後ほどご説明しますが、今回の修正届で出している内容となります。

続きまして、5 ページをご覧ください。No.15、事業計画、動物、植物、生態系、災害ということで、「対象事業実施区域内の千葉環境情報センターの主催で、稲作や自然観察会等のイベントを活発に行っている。また、その周囲では希少な動植物が生息・生育しており、豊かな自然が残っている場所である。しかしながら、本事業の土地利用計画ではこの場所は産業用地として計画されており、事業によって消失してしまう。また、森林の面積が大きく減少すると地下水の涵養量が少なくなり、災害にもつながるのではないかと懸念している。この事業計画についてどのように

考えているのか伺いたい」というご意見でした。

こちらにつきましては、本事業の実施に当たっては、対象事業実施区域を含む地域の活性化や地元への貢献を最も重要視しており、同地域で雇用を創出したいという考えから、産業誘致を計画することとなっております。

一方、同地域に多く自然が残されていることも承知しており、地域と自然、産業の調和のバランスが最も重要であると考えております。その観点で環境影響評価は重要な手続と考えておりまして、今回のような皆様のご意見を聞きながら、多角的な目線で事業計画を検討していきたいという回答をしております。

続きまして、めくっていただいまして、8 ページの 23 番、情報公開でございます。こちらは、説明会や今回の審査会のようなところでいろいろ意見が出て、今後これらを踏まえてどういった対応をするのか、それはどこを見れば分かるのか、その報告の方法はどのように考えているのかといったご意見をいただいております。

それにつきましては、アセスの手続とは別途で、今後の検討となりますけれども、方法書の内容を見直した結果を、例えば中間報告という形で皆様に報告することも考えられるので、できるだけオープンな形で進めていければと考えていると回答しております。また、その場合は、恐らく事業者のホームページ上で自主的にお知らせすることになるかと思うという回答といたしております。

もう一点ございました。参考資料 2 の一番後ろです。10 ページをご覧ください。こちらは水質に対するご心配のご意見でございます。鹿島川や地下水の汚染を心配しているということです。こちらにつきましては、汚水は公共下水道放流とし、公共用水域に流すことはないということで、ご心配されている化学的な汚染物質による影響は想定されず、今回の環境影響評価項目の選定は行っていないという回答をさせていただきます。

続きまして、参考資料 3 ですが、こちらにつきましても、数多くのご意見等を相対いただきました。全部で 60 弱ぐらいいただいておりますが、主に説明会の中で出たような動植物に対する懸念、谷津田の環境に対する懸念、地下水関係、そういった意見が主でございまして、内容的には重複しますので、こちらの説明については割愛させていただきます。

続きまして、最後に資料 5 ということで、今回新たに出させていただいた「対象事業の修正について」ということで、修正届を出させていただいております。その内容についてご説明させていただきます。資料 5 をご覧ください。

今回の変更内容につきましては、まず 1.3 のところで、「対象事業を実施する区域の範囲、対象事業の規模及び土地利用計画について」ということで、これが大きな変更事項となっております。

まず、周辺道路である千葉県道 131 号線と対象事業実施区域との接続道路の位置が具体化したことにより、先ほど一部の図面でもお見せいたしましたが、実施区域から北西側の県道まで伸びる接続道路の計画を今回の事業実施区域の中に入れ込んでおります。それに伴いまして、交通計画とか、工事用車両の走行経路とか、それ

に伴う環境の調査計画等の見直しを行っていますので、ご説明させていただきたいと思います。

具体的内容は、この資料の 5 ページから、修正の内容（新旧対照表）ということで、どこが変わったかというのを図でお示ししております。こちらは前方のスクリーンでも同じ図面をお示しします。

まず、6 ページと 7 ページ、見開きのところで、左のほうは修正前の計画、右のほうは修正後の計画となっております。こちらの図でいいますと、右の 7 ページのところで、中野インター付近まで県道 131 号からの接続道路がびよろっと伸びている、この部分が変わった内容でございます。

その次の 8 ページ、9 ページ、10 ページ、11 ページも同じような状況でございます。

12 ページ、13 ページはちょっと分かりづらいですが、2-4-1 のところで対象事業の規模ということで赤文字にしている部分ですが、もともと変更前が 74.5ha だったのが、この道路の部分が増えたことによって 76.3ha となっております。面積の増加の割合としては 10% より低いので、軽微な変更的な位置づけかなと思います。

14 ページ、15 ページに土地利用計画ということで、変更前、変更後です。変更後が 15 ページの赤文字になっている部分でございます。

続きまして 16 ページ、17 ページ、こちらが土地利用計画図となっております。土地利用計画書の中身についても、一部計画が具体化したことによって、当初の図面より若干変わっている部分がございます。ちょっとずつ見ていかないとよく分からないのですが、若干変わっているといった感じでございます。

続きまして 18 ページ、19 ページ、こちらが交通計画の話でございまして、供用時の関連車両の走行につきましては、19 ページの下のところの赤文字部分です。県道 131 号から新設する接続道路を経由して実施区域に入るという計画になっております。

それを図でお示ししたのが 20 ページ、21 ページでございます。修正前は、下大和田 17 号線というすごく細い道路に入っていく予定だったのですが、今回、図でお示しできることになって、こちらの新設道路から入っていくという計画にしております。

続きまして 23 ページをご覧ください。こちらは工事用車両の走行経路となっております。こちらも基本的には新設道路も活用するのですが、その次の 24 ページ、25 ページを見ていただくと分かりますが、新設接続道路ができるまでは、ある程度下大和田 17 号線も使うような形となっております。

続きまして 26 ページ、27 ページ、こちらがアクセス道路の変更に伴った予測地点の追加の状況でございます。もともと地点といたしましては、地点①は環境の大気質とか気象の調査地点で、地点②と③が沿道の地点で、そこで予測するという形にしておりましたが、新設する接続道路付近においても予測地点として地点④を追加しております。

なお、千葉県道 131 号線につきましては、下大和田 17 号線から北上して中野インターまで行く間に大きな交差点もなく交通量も一定ですので、131 号線の環境の現況といたしましては、地点②で代表できるものと考え、地点④につきましては、予測の地点として追加という形で考えております。

28 ページ、29 ページをご覧ください。こちらは、予測地点として先ほどの接続道路近傍地点④を追加したというのが、29 ページの中段辺りの予測地点のところで追記しております。

続きまして 30 ページ、31 ページは、供用時の大気ですが、こちらにつきましては、南のほうのルートは通らないので、接続道路近傍地点④を予測地点としております。

32 ページ、33 ページ、こちらも基本的な考え方は大気質と一緒にですが、右の図でいう 33 ページの地点⑦、新設道路の接続部分付近に予測地点を追加しているという形で考えております。

34、35 ページにつきましても、大気質と同様の考えでございます。

36、37 ページの赤文字部分、こちらも供用時の予測地点ということで、大気と同様に接続道路近傍の地点としております。

38、39 ページは、今ご説明した内容の図面となっております。

40 ページ、41 ページにつきましては、予測の地点です。こちらも基本、現況の調査地点等に準じる形、大気と同じ考え方でございます。

44、45 ページ、植物現地調査地域ですが、こちらは接続道路を含めた周囲 200m の範囲を対象として調査を行うこととします。千葉東金道路の北西側のエリアも含めて調査を行います。

46 ページ、47 ページにつきましても、植物と同様の範囲で調査地点を広げております。

修正届の内容については、以上でございます。

こちらからのご説明は以上となります。

【岡本会長】 説明はよろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事業者からの説明につきまして、委員の皆様方からご質問等をいただく前に、今回欠席されている委員からの意見があると伺っておりますので、事務局よりその紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【木下環境保全課長】 安立委員よりご意見を頂戴しております。今からご紹介させていただきます。

方法書の 2 の 6 ページ、2-4-6 の部分についてでございます。「公園は芝生を敷いた都市公園を想定とのお話でしたが、豊かな谷津の自然の消失が生物多様性の劣化をもたらすものであり、計画変更を検討していただきたい。また、森林は計画地域の外周に存在し、樹木を利用する生き物にとっては有効ではない可能性が高いため、まとまった面積を確保するようご検討をお願いします。また、植林するのであれば、生物多様性に貢献できるような樹種を選定していただきたい」。

以上でございます。

【岡本会長】 ありがとうございます。それでは、事業者よりただいまの意見に対する回答をお願いしたいと思います。

【事業者（国際航業（株））】 まず1点目の「公園は芝生を敷いた都市公園を想定」というのは、恐らく現地踏査の際にお話の出た内容だとは思いますが、先ほどの資料4のNo.3でもご説明さしあげたとおり、周辺地区の地元住民からは日常的に利用できるような芝生公園を望む声があるということと、それとは別に、豊かな生態系の場となっている谷津の保全とのバランスにも配慮する必要があるということで、そこら辺については、今後具体的な検討を進めていきたいと考えております。

あとは、「また」以降の「森林は計画地域の外周に存在し」云々につきましては、ご意見を踏まえながら、極力、植物、動物の生息・生育環境に配慮しつつ検討していきたいということと、植林に当たっては、生物多様性に貢献できるような樹種の選定ということで、そこら辺も含めて検討を進めてまいりたいと思っています。

【岡本会長】 説明ありがとうございました。

それでは次に、委員の皆様方よりご質問等を頂戴したいと思います。先生方、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

【杉田委員】 杉田と申します。ご説明ありがとうございました。

水が専門なものですから、水について伺いたいのですが、湧水量については河川流量の差で測定するという理解で正しいでしょうか。

【事業者（国際航業（株））】 湧水もどこから沢になって流れ出るのかとか、そこら辺の把握もし切れていないものですから、まずそこで一点確認するのと、今後、現地踏査で詳しく状況を見て、例えば定常的に流れているような沢があれば、そこからの湧水量も含めて調査することを考えております。

【杉田委員】 流量調査もなさるということですね。

【事業者（国際航業（株））】 そうです。

【杉田委員】 分かりました。

それから、別添3の資料、「水象」というA4の縦のものです。地下水を分類するために水質分析をと書かれています、そんなに違うところから採水するのでしょうか、井戸の深さとかそういった情報はないのでしょうか。

【事業者（国際航業（株））】 こちらにつきましては、下の7番のところで地下水利用の状況と書いてありますが、今後、除外地に住まわれている方の井戸について、どれぐらいの深さから取っているか、そこら辺も含めてヒアリングを行った上で、深さは分からないかもしれないですが、もしそこで水質の検査をさせていただけるのであれば、そこも含めて採水した上で、同じ帯水層の中から出ているのかといった形の整理をして、それに対してどれぐらいの影響が出るのかをしっかりと把握して、涵養対策なり何なりを講じていくという形で考えております。

【杉田委員】 地点①から④は調査井戸を掘られるのですか。

【事業者（国際航業（株））】 地点①、②、③、④につきましては、ボーリングを

した上で、そこを観測井に仕立てて地下水の状況も把握することと、水質検査をして地下水の性状を把握する。それと、土水路のナンバー⑤、⑥、⑦につきましても、併せて水質のイオン成分も把握することを考えております。

【杉田委員】 ありがとうございます。とてもよく分かりました。井戸の深さだけちょっと教えていただけますか。多分浅いと思うのですが。

【事業者（国際航業（株））】 まだボーリングを全然していないものですから、実はちょうど 8 月くらいからボーリング開始とは考えているのですが、基本的に井戸の深さについては、まず最初の不透水層までボーリングで深さを持って行って、そこでその上の第一帯水層の水位を把握することを考えています。

【杉田委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【岡本会長】 ほかの先生、いかがでしょうか。お願いします。

【羽染委員】 廃棄物担当の羽染といいます。よろしくお願いします。

意見のまとめの 2 ページ、6 番と 12 番は私が出した意見等ですので、この事業者見解についてちょっと追加質問をしたいと思います。

まず、6 番ですけれども、私は動植物の専門ではないので、細かい内容は省略します。専門の先生にお任せしますけれども、第 1 回の審査会で現地を見せていただきました。その際の説明のときに持った印象は、谷津田の開発のところは、計画の見直しも含めて今後検討があり得るみたいな印象を受けたので、こんな意見を出させていただきました。

その見解の中で気になった言葉があったので、1 点コメントさせていただきたいと思います。記載されている事業者見解の最後から 2 行目、「実行可能な範囲内でできる限り回避または低減できるように検討します」という文章で、「実行可能な範囲内で」をどうしてもつけなくてはいけないのかというのがちょっと気になりました。7 番のところにも「実行可能な範囲内で」と。いわゆる評価のところで、「実行可能な範囲内で」という表現はガイドライン等にも出てきますけれども、ここで事業者見解として「実行可能な範囲内で」と言うどうしても誤解される。検討したけれども、実行できませんというような解釈もできるので、できるだけこういう言葉は使わないでいただきたいというのが 1 点目です。

それから、12 番。方法書の本文の 5 の 59 ページ、表 5-2-44 を見ると、左側に造成時の工事に伴う廃棄物の影響ということで、企業の建設時の発生予測については書いてありますが、造成時のいろいろな廃棄物と残土が出てくると想定されます。したがって、樹木の伐採があるというのは、私の指摘した文章で答えていただきましたので、樹木の伐採等をやるというのは分かるのですけれども、造成工事段階も含めて、コンクリートくずとか、アスファルトくずとか、発生される廃棄物はたくさんあると予想されます。国が出している建設廃棄物のリサイクルガイドラインとか、市の目標値もあると思いますので、そういうものの発生量、それから再利用率をできるだけ定量的にやっていただきたい。特に廃木材に関しては、現地にたくさんの森林がありますので、それを全部伐採すると大量な廃木材が出てくるだ

ろう。それを全部切り倒してどこに持っていくのかとか、そういう予測もきちんとしていただきたいというお願いでございます。

私のほうからの説明は以上です。

【岡本会長】 回答をお願いします。

【事業者（国際航業（株））】 ご意見ありがとうございました。

まず、1点目の「実行可能な範囲内でできる限りの回避または低減」という、この段階でというお話ですけれども、現段階ではまだこれから詳細な調査、予測・評価を行いますので、最終的な評価につきましては、回避、低減に係る評価ということで、評価の部分ではこういった表現になるのかなと思います。「実行可能な範囲内」だと、できないと言えはそれまでじゃないかというご意見をよくいただくのですが、こちらにつきましては、あくまでもベスト追求型のアセスを目指してやっていくというスタンスでありますので、できないというのではなくて、できるものは全部やるというスタンスで臨みたいと思っております。

廃棄物に関しましては、ご指摘の点を踏まえて、廃棄物の品目ごとに適切に把握、予測、評価、その処分方法も含めて整理していきたいと思っております。既存のコンクリート構造物とか、はっきりした原単位とかがあればいいのですが、細かな部分とか拾い切れない可能性もあります。そこら辺は極力現場の状況を踏まえて定量的にお示しできるような形で考えたいと思っております。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【羽染委員】 12 番に関してはそのとおりで、6 番について確認ですが、「実行可能な範囲内」というのは、できないという意味で使っているわけではないという確認でよろしいですか。

【事業者（国際航業（株））】 これにつきましては、あくまでも積極的にやるということで、「事業者により実行可能な範囲内で」と。一般的な言い方にしてしまうと、「実行可能な範囲内で回避、低減できるように」としているアセス書もあるのですが、「実行可能な範囲内で」の次に「できる限り回避、低減できるように」という、「できる限り」という 1 文を加えることでそういった意味合いを入れているとご解釈いただければと思います。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【羽染委員】 はい。

【岡本会長】 それから、質問される方も回答していただく方も、今回は方法書の検討ですので、環境そのものについての意見もあるかもしれませんが、それに対して、事業者としてどういう方法で適切に測定、予測・評価するのかという方法についてお答えいただければ十分だろうと思います。その評価の段階でそれが実行可能であるかどうかというのは、この次の準備書の段階での議論になる可能性はありますけれども、事業者としてはこういう方法で適切に予測・評価をしますという方法についてお答えいただければ結構だろうと思います。よろしく願いいたします。

ほかには先生方いかがでしょうか。それでは、北原先生、お願いします。

【北原副会長】 資料 3 の 1 のところですが、前回、地区外の景観調査地点だけではなく、地区内で谷津田の景観の調査も行う必要があるのではないかという意見を申し上げましたが、それに対して、谷津田の景観については、調査地点に追加することも今後検討して進めたいというご回答でした。今日の資料 5 を見ると、そのような形で検討していただいたのかもしれませんが、それは修正なしということなのでしょうということと、修正なしであれば理由は何でしょうかということをお伺いしたいのですが。

【事業者（国際航業（株））】 こちらにつきましては、基本的に前回の説明の中でご説明した認識で、今回の資料は修正していなかったのですが、谷津田の景観も含めて予測・評価したいと考えておりますので、今回、現況の谷津田で利用されている田んぼとかの部分ではなくて、そこら辺も代償措置として別の場所に移る可能性もごございますので、現況のところと後々移す可能性のあるところも含めて調査を行った上で予測・評価していきたいと考えております。

【北原副会長】 ぜひ現況の地区内でどのような景観資源、良好な景観があるのかということを押さえた上で、計画を立てるという手順を踏んでいただきたいので、調査書の地図のスケールだと、地区内に 1 つ点を打てば十分だと思うのですが、要するに地区内できちんと調べるよということをこの段階ではっきり明記しておいていただきたいと思います。これは意見です。

【岡本会長】 ほかに先生方、いかがでしょうか。お願いします。

【町田委員】 今説明していただいた資料に、さらに参考資料の 2 とか 3 がありますが、これをベースにした質問でもよろしいでしょうか。

質問というかコメントですけれども、私は現場視察も出ていなくて、下大和田地区ですか、2 回目で初めてで、大分お話が進んでいるのでこんな意見を言うのは非常に失礼なのですが、環境省の生物多様性保全上、重要な里地里山、そのほかいろいろ重要な地域であるというのを、住民の方や半分専門家のような方もたくさん述べられています。

私も生物の専門家ではないので生物多様性のことは分からないのですが、ただ、この開発に関しては物流とか製造とか言っていますが、例えば製造所でも、ゼロエミッションの製造所のモデル地区をつくるのだからということで、そういうものがあるとかかなりインパクトがあると思いますが、今、世界的にも生物多様性が重要視されていると同時に、生物多様性の価値化ができないので世界のどの国もすごく困っているんです。いろいろな開発に対してそれを守っていこうということが。これはコストがどうだとかいうのではなくて、環境倫理の問題で、日本は温暖化対策でも何でも石炭火力をやめないということをやっていますし、こういう里地里山の保全も、どうしても開発優先でどこでもやってしまうということがあります。

勉強していただくしかないのですが、例えば尾瀬なんかは、東京電力が昔、水力発電に水を使おうというのでたくさん買い取って、東京電力が保有している土

地が尾瀬の国立公園内にたくさんありますけれども、それも環境省が今、保全区域にしている。そういうことから考えると、例えば千葉県、千葉市あるいは環境省がこの土地を買い取って、業者さんでもできるだけ高い値段で買い取ってもらって、もっと事業をやりやすい、反対意見の少ない整地されているところとか。

物流も今確かに木更津などもすごく開発されてコストコができたりしていますが、資源もどんどんなくなって、世界では値段がどんどん上がって行って、先進国のお金持ちだけがまだぜいたくできる状態です。物流がこれからどんどん発展して右上がりしていくということは、まず経済産業省のお役人の方々も実際には生産していません。そういうことを前提にいろいろな政策をつくっているようなので、価値化できない生物多様性とかそういうところがありますが、温暖化でも日本は国民全体が何とかなるだろうぐらいに思っているから、いつでも世界の会議では化石賞をもらっている。

生物多様性も今、COP15まで来ていますけれども、COP10が名古屋で行われたときも目標を立てたけれども、日本はちっとも目標を達成できない。それはこういう一つ一つの案件がきちんとできていないんですよ。里地里山を守れるということが。

もちろんグローバルに物を考えるというので、収益を得る事業を考えているのにグローバルに世界の生物多様性を考えるというのは無理というか、我々日本の文化や慣習から言うと無理なのですが、ただもうちょっと、日本という国は遅れているということまでぐらいは考えていただいて、例えば千葉市のほうで保全区域に指定してもらって、その代わりに用地を美樹観光さんに売却できるとか、全然違う意見で申し訳ないのですが、そういう意見です。答えは要りません。以上です。失礼しました。

【岡本会長】 ありがとうございます。特に回答は必要ないということなので。

ほかに。

【矢野委員】 騒音担当の矢野でございます。

道路が新設されるということですので、そこら辺の情報をもう少し盛り込んでいただきたいと思います。方法書のほうでいいますと土地利用計画図ですか、2-7 ページの図 2-4-1、それに対応する写真を今回出していただいたのでよく分かるのですが、これぐらいの大きさの中に騒音・振動の測定点、予測点を落とし込んでいただきたいと思います。今までの方法書の中にあるような、対象地点が大きな地図の中にありますとちょっと分かりづらい。予測するための騒音源が何であるのか。もちろん事業所ができないとそれは個々には分からないと思いますけれども、それ以前の段階では道路が恐らく騒音源だろうと思います。騒音の予測方法は、音響学会の道路騒音予測式を使うということにしていますから、結局、道路騒音が音源であって、そこからの寄与を計算、予測するのだらうと思いますけれども、そのときの対象道路はどれなのか。出来上がったところでは、この大きな道路、幹線道路の幅員が 20m とか、6 から 4 というのが色分けでついていますから分かるのですが、工事中はどの道路を対象として計算するのだらうかと。音源の情報が全く載っていないので、

その辺を細かく載せてほしいと思います。

予測地点①から⑦までありますが、ちょっと離れたところ、⑤、⑥はこの地図の上には載らないかもしれませんが、①、②、③、④、⑦は開発地域の本当の境界上で取っているのか、出来上がったときには中側の大きな幹線道路の脇なのかという辺りが、ちょっと微妙なところになりますので、これくらいの大きな地図の上に予測地点を落としていただきたい。それと音源はどれを対象にして予測されるのか。

グローバルな言い方で書いてはありますけれども、どこを対象とするというのは、騒音発生源ごとと書いてありますが、具体的にはどれなのか。開発地域の中の道路全てを対象とするのだろうと、あるいはその周辺道路を対象としているのだろうと思いますが、音源はどれを対象として予測するということをはっきりさせていただきたいと思います。

【岡本会長】 事業者の方、この場での回答は可能ですか。もし検討してということであれば、当初計画では、次回、市長への答申文案の検討を当審議会で行いたいと思いますので、その取りまとめ作業を始める前に事務局へ提出していただいて、関連の環境項目ごとに各委員の先生の意見を聞いて作業を進めるということにしたいと思うのですけれども、事務局の方、事業者の方、そのような手順でよろしいでしょうか。

【木下環境保全課長】 はい、そのようにさせていただきます。

【岡本会長】 それから、今日は大気担当の森川先生が欠席ですので、私のほうから代わりにコメントさせていただきたいと思います。

ただいまの矢野先生の質問にも関連するのですが、今回、据付道路についての修正がありまして、当初の方法書にはなかった項目です。これによって、大気及び騒音・振動の予測について、若干、当初の方法書とは違ってくると思いますので、今回の修正案に対応した適切な方法についての事業者の意見を提出してください。

多分新設道路ができますと、工事の期間中も、工事に関連する建設機械の運搬、それから土壌ですとか廃材等の排出等の経路が変わってくる可能性があります。今回は方法書の検討ですから、事業者としてこういう方法で対応しますというところまでで結構ですが、その際に、工事の最盛期を対象にして予測をするということですが、工事の最盛期とは何を指すのか、どのようにして最盛期の状態を事業者は把握するのか。どのように最盛期を定義するかという方法の説明で結構です。それによって予測の対象地点が変わる可能性があるとするれば、それに応じて騒音・振動及び大気の予測地点はこのように設定をしますということを説明して下さい。それが周辺住民の生活環境に著しい影響がないかどうかを確認できる地点に予測地点が設定されているかどうかということを、方法書の検討の中では見解を委員の先生方とともに考えていきたいと思います。

それから、方法についても若干不明確な点があります。例えば大気については年平均値を予測すると書いてあるのですが、年平均値を予測するための風向・風速の

データはどうするのですか。対象地域に事業者が気象観測機器を 1 年間設置してそれからデータを取るのか。あるいはそれ以外の方法も十分考えられますが、もしそうだとすれば、事業者としては、こういう方法で年平均値の予測に必要な条件のデータの整備をしますという方法を示してください。

それから、バックグラウンド濃度の設定に関しても、事業者が通年で現地に観測機器を設置して測定をするのか。それに代わる適切な方法を事業者が用意しているとしたら、それについての説明も方法書の中で記載してください。

本日この場での回答は必要ありませんが、事務局と相談して、次の市長意見の見解の文章をまとめる作業に入る前に、回答を事務局のほうに提出していただきたいと思います。

矢野先生、そういうことでよろしいでしょうか。騒音・振動についての予測の条件等が若干不明確な点がありますので、方法を議論する中で必要な情報を事前に提出していただきたいということです。それでよろしいでしょうか。

【矢野委員】 （うなずく）

【事業者（国際航業（株））】 こちらからいいですか。

今回、修正届にも書かせていただいた内容と方法書に記載している内容は、一般的なアセスの方法書レベルでの記載内容で、今伺ったバックグラウンドをどこにやってみようかとか、気象の条件をどうするかとか、そこまで事細かに書くことはそんなにないのですが。

【岡本会長】 それでは、こちらから質問します。

つまり準備書の段階で事業者が提出した予測が適切であるかどうか、バックグラウンドの設定が適切であるかどうか、風向・風速等の気象条件等の設定が適切であるかという検討をしますが、その際に、著しく不適切な方法で予測をしているという場合には、次の意見の段階では予測をやり直さなさいという意見が出る可能性があるということを認識した上で適切に判断するということであれば、それでも構いません。

【事業者（国際航業（株））】 基本的にはそういった考えでやろうとは思っています。

【岡本会長】 多くの方法書の検討の段階で、特に道路等の新設の場合には、事業者は、どこで予測をします、バックグラウンド濃度の設定はこのようにしますということを方法書の段階で述べています。

【事業者（国際航業（株））】 予測地点については、今回もお示ししていると思うのですが。図面の縮尺はともかくですね。

【岡本会長】 予測地点というのは 1 点ですか。

【事業者（国際航業（株））】 面的に予測するものもありますし、断面で予測する……

【岡本会長】 どれとどれを面的に予測するということを方法書の中に書いていただかせないと、当審議会では審査することができません。それについてよく検討して、

このような方法で予測・評価を行いますというものを提出していただければ結構だろうと思います。恐らく経験がある担当者であれば、ある程度理解できていると思います。こちらでも多分そうだろうとは思っておりますけれども、やはり方法書を市民の方に理解していただく上では、適切な説明というものが必要であろうと思います。

【事業者（国際航業（株））】 説明会では当然そこら辺の説明はきっちりしていますし、その中で、方法書の記載は一般的な記載方法として示させていただいたというのが現実です。ですので、説明会の中では、この予測範囲についてメッシュ的に予測して平面的にコンター図でお示ししますとか、そういった説明は丁寧に行います。

【岡本会長】 道路の周辺を例えば面的に予測するということだと、現状では事業者は何 m のメッシュを検討しているのですか。

【事業者（国際航業（株））】 道路については断面で予測します。面的な建設機械の稼働とかについては、予測範囲についてメッシュを切って、コンターを書いて、最大の敷地境界の値とかを示します。

【岡本会長】 取付道路の周辺の予測に関して、何 m のメッシュですか。

【事業者（国際航業（株））】 一般的に 150m なり 200m の断面片側を切ってお示しする。当然、道路ですから道路高が一番大きくなります。

【岡本会長】 道路の両側 200m 程度の範囲を 5m から 10m のメッシュで切って予測するというのが一般的な方法ですので、多分今回の場合もそれで問題はないと思いますが、方法書の中にその説明が記載されていないのは、必ずしも適切であるとは言えないと思います。

【事業者（国際航業（株））】 方法書の中にも、例えば修正届の 30、31 ページをご覧ください。関連車両の走行に伴った大気質への影響。「予測地域は供用時の関連車両走行ルートから片側 200m の範囲とし」と、予測範囲をお示ししております。

【岡本会長】 これで結構です。

【事業者（国際航業（株））】 面的に予測を行うものについても、対象事業実施区域周辺 200m の範囲とすると、予測範囲は示しております。

【岡本会長】 了解いたしました。あと、バックグラウンド濃度の設定と気象観測データの利用方法について、後に記載を出してください。

【事業者（国際航業（株））】 承知しました。

【岡本会長】 了解いたしました。

ほかに先生方、いかがでしょう。お願いします。

【高瀬委員】 自然環境を担当しています高瀬と申します。

今回、新しく幹線道路が追加されたということなのですが、新しくいただいた資料 5 の 46 ページと 47 ページを比較しますと、今回、道路を追加したことによる新しい動物現地調査の追加はないように読み取りました。今回、水田が改変されるような計画になっていると思うのですが、水田が開発されることによって、や

はり動植物への影響というのはあるかと思います。確かに今回、主な計画地からは離れている場所ではあるのですが、この道路を見ると、森林が隣接していると思います。そうすると、森林と水田を両方行き来する生き物への影響があるのではないかと、いわゆるエコトーンが必要な生き物の生息地に影響があるのではないかと予測しました。その辺り、動植物の現地調査というのは今後追加される可能性があるかどうかをまず教えていただきたいと思います。お願いします。

【事業者（国際航業（株））】 今のご質問にお答えいたします。

現地調査の追加という観点でいきますと、今ご指摘いただいた 47 ページの調査地域の拡大がまず挙げられます。この地域においても各項目の調査を行いまして、道路を含む 200m の範囲でこういった生物が確認されるのかといったところは、しっかりと調査していきたいと考えております。

あとは、今ご意見でありましたエコトーン、すむ環境の連続性、遷移の話だと思うのですが、これにつきましても、今この図面でお示ししているのは環境省の植生図で、縮尺が 2 万 5000 分の 1 程度で少し粗い部分もございます。また、整備の年度からある程度たっていることもあって、やはり現地レベルの確認が必要だろうと考えておりますので、道路部分の範囲も含めて、植物の調査の中でより詳細な現地の植生図を作成する予定でございます。その環境の把握をもって、生物にとって重要な環境がどういうところかを予測・評価して、それに対して環境保全措置を検討していければと考えております。

【高瀬委員】 ありがとうございます。私はラインセンサスルートとポイントセンサス地点、トラップ設置地点のところばかりに目が行っていて、実際は幅広くなるということですね。分かりました。

もう一点あるのですが、同じく農地の改変の部分の話についてです。今回、道路の具体的な線形や位置が示されたのですが、こちらの案はほぼ確定なのでしょうか。といいますのも、水田の形を見ると、特に一番北側のカーブになっているところなどは、航空写真からの判断ですけれども、1枚の水田が2つに分かれるような形で、生き物に対してはもっと別の形があるのではないかと考えました。その辺り、ほぼ確定なのかどうかだけ、方法とは関係ないかもしれませんが、教えていただけるとありがたいです。

【事業者（美樹観光（株） 浅川代表取締役）】 美樹観光の浅川からご回答させていただきます。ご質問ありがとうございます。

道路については、今回、産業用地の計画になりますので、産業用地として付加価値としての利便性の高さや用地取得の面、ここは今、田んぼになりますが、そういった面も含めて検討しているのですが、今の段階ではこういうルートが最適ではないかと考えています。ただ、今後、今おっしゃったように、環境の問題もありますし、技術的な問題もありますし、そういった面から変更する可能性はゼロではないので、変更の可能性ももしかしたらあるかもしれないです。その理由が技術的な面なのか環境的な面なのかは、今現在申し上げられないのですが、100%確定かという

と、そういうわけではございません。

【高瀬委員】 ありがとうございます。以上です。

【岡本会長】 ありがとうございます。それでは、鶴見先生、お願いします。

【鶴見委員】 自然環境担当の鶴見と申します。

資料 4 でご説明いただいたことに関連しまして、資料 4 の 11 番になります。方法書の 5-43、「動物における各分類群の現時点における調査予定は、以下のとおりです」ということで、季節と対象種別で出していただいていますけれども、この期間にしたという根拠をまず教えていただけないでしょうか。

【事業者（国際航業（株））】 動植物の根拠については主に 2 点になります。まず 1 点は、各分類群の 1 年の生態的な繁殖サイクル等を含んだ生活史の面を考慮して、それぞれの時期に確認できる適期を考えて選定しております。あとは、その考えを同様の環境影響評価の事例などと照合しまして、実際に行われている時期と照合して、その辺りの検討を行って妥当性を確保したという感じでやっております。

【鶴見委員】 過去の事例等を基に決めていらっしゃるということで、近年、私たちも身をもって感じていますけれども、温暖化でサイクルが変わってきているということを考えますと、鳥関係であっても繁殖期が早まるであるとか、昆虫でも出てくる時期が早くなってくるということを考えて調査を行わないと、今までの方法に従ってやると、いない時期に調査をすることにならないでしょうかということを懸念しております。

春、夏、秋、冬の 4 季ですけれども、産業用地ということで緑地等はほとんど失われてしまうだろうと思います。そこに暮らす生き物たちがほぼいなくなってしまうことを前提にしているのに対して、この調査回数でいいのだろうか。先ほどご説明にありましたけれども、できるだけ可能な限り調査をします、検討しますということにちょっと違和感を感じました。その点いかがでしょうか。ご検討いただければと思います。

【岡本会長】 回答をお願いします。

【事業者（国際航業（株））】 まず、前半にご説明いただいた気候変動等の現在の気温等では、そういったずれが生じないかという点についてですけれども、特に盛夏ですと生き物の出が悪くなるというのは我々も考えておりまして、例えば夏ですと、哺乳類、両生類、爬虫類、昆虫類は少し早めて 7 月の実施を計画している点であったり、昆虫類については、特に夏に多くの種が確認される、あるいは夏の中でも分類群によって出現状況が変わってくるような分類群ですので、夏に 2 回といったように、各分類群の特性を踏まえて調査を計画しているところでございます。

鳥類についても、今は 6 月と 8 月と夏を 2 回に分けて実施しておりまして、鳥類の 6 月という部分については、ご指摘のあった繁殖期、多くの鳥類が春から初夏にかけて繁殖期を迎えますので、その重要な時期を別途、鳥類では押さえようという計画としております。

また、ここに書かせていただいていないのですが、鳥類につきましては、別途、

猛禽類の調査を毎月 3 日間実施しておりまして、そこでも一般鳥類は確認されますので、そこで確認された記録も別途記録しておりまして、それらも踏まえて、鳥類につきましては、2 月から 4 月の猛禽類の繁殖期も併せて、補足的に一般鳥類の調査を実施することで記録を補完しようと考えております。

こういった観点で、各分類群の特性に応じて、一般的な春、夏、秋、冬という 4 回、ただ形式的に実施するのではなくて、ある程度、適宜、重要な時期に補強の調査を計画しておりますので、このような計画でしっかりと生物相の把握に努めていければと考えているところです。

【鶴見委員】 ありがとうございます。承知しました。よろしくお願いいたします。
以上です。

【岡本会長】 ご説明ありがとうございました。

ほかに先生方、いかがでしょうか。お願いします。

【矢野委員】 騒音とか振動のところで、工事というふうに言われているのですが、その具体的な工事というのはどういうことなのでしょう。というのは、この地域の開発ということは、いわゆる土木工事が発生するのではないかと考えているのですが、そういうことはなさらないですか。

【事業者（国際航業（株））】 工事につきましては、土木工事から建築工事まで、1 つの期間の中でそれぞれ建設機械の山積み等、先ほど工事の最大期はいつなのかという質問がございましたから、山積みをつくって、騒音なら一番騒音レベルが大きくなる時期、大気なら大気の排ガスが一番影響が大きくなる時期、ピークを捉まえて、その時期を対象に予測を行うことを考えています。

【矢野委員】 だとすると、普通、建設工事に伴う騒音の予測は、道路交通騒音の RTN というのは Road Traffic Noise の予測式ですので、建設工事騒音の予測式を使って工事自体からの騒音を予測する必要があります。その項目が入っていないのですけれども、どこかにありましたか。

【事業者（国際航業（株））】 今日お渡ししている資料 5 の修正届の添付資料、まず、建設機械の稼働に伴う騒音というのがございまして、それにつきましては、音の伝搬理論に基づく予測式、普通の距離減衰式を用いて予測を行うとしております。

【矢野委員】 別に工事騒音の予測式がございまして、そちらを用いるのが適切かと思えます。

【事業者（国際航業（株））】 ASJ CN-Model のことをおっしゃられていますでしょうか。

【矢野委員】 今言われたのはどこの部分ですか。

【事業者（国際航業（株））】 34 ページ、35 ページです。35 ページを見ていただいたほうがいいと思いますが、修正後の建設機械の稼働に伴う騒音の影響ということで、音の伝搬理論に基づく予測式を用いて建設機械の稼働時の騒音レベルを予測するというようにしております。

【矢野委員】 工事用車両走行時というのは RTN-Model で結構ですけども、ある範

囲に重機が入って工事をするというところの予測については、CN-Model を使うのが普通です。

【事業者（国際航業（株））】 普通というか、ケース・バイ・ケースだと思うのですが、CN-Model もユニットで設定したりとか個別の建設機械で設定したりとかございますので、具体的に示せるのであれば、個別の建設機械をどこに配置するというのは設定して、それは通常の音の理論伝搬式になります。回折減衰については若干違ってくるとは思いますけれども、基本的にはこの理論伝搬式という形で特段問題ないかとは思いますが、ご指摘を踏まえてその点は見直したいと思います。

【矢野委員】 その項目を入れておかないと、車両の走行しかやりませんよということになりますので、不適切なやり方になってしまいます。

【事業者（国際航業（株））】 不適切とは思っていないですけれども。

【矢野委員】 CN-Model のほうが予測は楽なはずなんですよ。あるエリアに対してどれぐらいという設定をします。だから両方考えないと。

【事業者（国際航業（株））】 ケース・バイ・ケースだとは思いますが。

【矢野委員】 対象が土工工事そのものである場合には、取り扱われる重機に対しての騒音予測が必要となります。

【事業者（国際航業（株））】 個別の建設機械に関しましては、ある程度想定つくのであれば配置を決めて、最大影響となる配置の形で予測することを考えていました。ただ、ご指摘のとおり、CN-Model も当然ございますので、工事の計画・進捗ですね、工種のユニットとかそこら辺で設定するのであれば、そちらの使い方もありますし、CN-Model の個別の建設機械での予測を用いたほうが良いというのであれば、その形で記載を見直したいと思います。

【矢野委員】 ぜひお願いします。

【事業者（国際航業（株））】 承知しました。

【岡本会長】 よろしくお願いします。現段階でさらに検討が必要でケース・バイ・ケースというのもあり得ると思いますので、どういう場合はこの予測式を考えていますと、その辺のところの方法が具体的に分かるような記載があれば十分だろうと思います。

【事業者（国際航業（株））】 現時点で工事計画にどれぐらい示せるか分かりませんので、CN-Model の活用も検討に入れた形でお示しできればと思っています。

【岡本会長】 よろしくお願いします。先生、そういうことでよろしいでしょうか。また回答が出てきましたら、ご検討お願いしたいと思います。

ほかの先生方、いかがでしょうか。お願いします。

【重岡委員】 前回欠席させていただいたので、質問がそのとき漏れていて前に戻るようなことになってしまいますが、方法書 5 章の 18 ページの表 5-2-6 の悪臭に関する評価で、臭気指数 15 と比較をするとありますが、臭気指数 15 の根拠は何でしょうか。

【事業者（国際航業（株））】 申し訳ございません。確認させていただいて次回ご

回答させていただきます。

【岡本会長】 先生、よろしいですね。

【重岡委員】 はい。

【岡本会長】 では、よろしくお願いします。

ほかに先生方、いかがでしょうか。お願いします。

【杉田委員】 専門とは関係ないことで恐縮なのですが、方法書の説明会に対する皆様からの意見を拝見していても、私は 1 回現地を伺っただけですけれども、地元でずっと活動してきている方たちからの非常に貴重な、詳細な意見が出されていて、これに対する対応といえますか、これをどのように考慮して方法書に反映させたか、これに対してどのような回答をされたかだけ教えていただけますか。

【事業者（国際航業（株））】 確認ですけれども、今おっしゃられたのは参考資料 3 の方法書についての意見の回答ですか。

【杉田委員】 そうです。

【事業者（国際航業（株））】 こちらにつきましては、内容的には説明会のときに先ほどご説明した説明会の質疑応答の中でもいろいろいただいた意見ですが、それにさらに思いをたくさん乗せて書いていただいている意見でございます。

対応につきましては、先ほど方法書の説明会における質疑応答の概要というところで事業者見解をお示しさせていただいた方向性で、これらの貴重なご意見も参考に、今後の整備の方針について、今、事業者さんのほうで検討されていますので、全く耳を貸さないというわけではなくて、こういった形で事業計画に反映させられるかも含めて事業計画を最終的に固めていって、それに対して実際の詳細な調査、予測・評価を行った上で、もっとほかに保全対策が必要であれば今後検討していく。それをフィードバックしていくという形で進められるかなと思っています。

【杉田委員】 ありがとうございます。今おっしゃったようにどうぞよろしくお願いいたします。

【岡本会長】 先生、よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。もし質問がなければ、これで質疑は終了にしたいと思います。先生方、よろしいでしょうか。それでは事業者の皆様、ありがとうございます。これで退出していただいでよろしいです。

（事業者退室）

【岡本会長】 それでは、早速再開したいと思います。

これまでの議論や方法書に対する環境の保全の見地から、意見を踏まえまして、事務局と調整の上、次回の審査会で回答案を示したいと考えております。なお、本日、事業者から回答することができなかった項目に対しては、事務局に回答を提出していただき、それを委員の先生方に見ていただいて了承を得るということで進めたいと考えておりますが、事務局からこの点について再度説明をお願いしたいと思います。

【木下環境保全課長】 今、先生方からいただいたご意見で回答ができなかった部分

につきまして、事業者のほうからあまり時間をかけない中で回答をいただきまして、すぐ先生方にお示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 それでは、事務局から事業者回答が届きましたら、委員の先生方に速やかに目を通していただくように手続を進めていきたいと思いますので、その際、いつまでに委員の先生から回答をもらうかということも含めて、事務局から適切に対応していただきたいと思います。

それでは、これで本日の審議を終了したいと思います。進行を事務局にお返しいたします。

【奥村環境保全課長補佐】 岡本会長、ありがとうございました。

事務局からは 2 点連絡がございます。

1 点目は次回の審査会の日程についてです。次回、第 3 回審査会ですが、8 月 25 日（金曜日）に開催する予定となります。本日ご審議いただいた「千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書」についての答申案をご検討いただくこととなります。

2 点目ですが、議事録の確認についてです。本日の議事録は、事務局にて案を作成後、委員の皆様にご確認いただきまして、議事録として公表させていただきます。また、先ほどお話のありました資料についても別途送らせていただいてご確認いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。事務局からの連絡については以上となります。

これをもちまして、令和 5 年度第 2 回千葉市環境影響評価審査会を終了いたします。長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。

午後 2 時 4 7 分 閉会